

公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団プロジェクト支援助成事業の評価手法等に係る調査研究業務 企画提案公募要領

1 目的

本財団は、平成元（1989）年3月に原子燃料サイクル事業者の協力のもとに青森県によって財団法人として設立されました。むつ小川原地域をはじめ、県内各地の産業振興や地域づくりのプロジェクト活動を主に支援しており、令和7年度までの助成件数は約3,900件、助成金額は約58億円となっています。

財団設立40周年（令和11年3月）の節目を迎えるにあたり、これまでの産業振興・地域づくり支援事業の成果を再検証し、今後の支援体制を最適化することを目的として調査研究業務を行うこととし、当該業務の受託候補者を選定する企画提案公募を実施するものです。

【主な実施内容】

（1）多角的な成果検証

従来の成果指標（助成件数・金額）に加え、新たな指標を用いて事業の波及効果を定量的・定性的に可視化すること。

（2）事業スキームの改善

県民にとってより利用しやすく、効果の高い助成事業へと改善するための具体的方策を検討すること。

2 委託業務名

公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団プロジェクト支援助成事業の評価手法等に係る調査研究業務

3 最優秀提案者（採用者）数

最優秀提案者数：1者

4 履行期限

令和9年3月31日（水）

5 委託業務内容

別紙1「公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団プロジェクト支援助成事業の評価手法等に係る調査研究業務 仕様書」のとおり。

なお、最終的な仕様書等については、本企画提案の最優秀提案者との協議により決定する。

6 見積限度額

4, 000千円（消費税及び地方消費税額を含む）

7 企画提案公募への参加資格

本業務委託の実施に必要な能力を有し、別紙2「公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団プロジェクト支援助成事業の評価手法等に係る調査研究業務 企画提案公募 参加資格」に掲げる条件を全て満たしている事業者とする。

なお、本業務委託の全部又は一部を複数の事業者等が共同して実施する場合は、各事業者が前記条件をすべて満たしていること。また、各事業者の役割と責任が明確に示され、かつ、取りまとめを行う事業者が定められていること。

8 書類提出先

〒030-0861 青森市長島2丁目10-4（ヤマウビル7F）

（公財）むつ小川原地域・産業振興財団

TEL.017-773-6222 / FAX.017-773-6245

担当：事務局長 富谷(とみや)、主事 外城(そとじょう)

Mail：zaimo2mt@jomon.ne.jp（富谷） zaimo6ts@jomon.ne.jp（外城）

9 企画提案公募スケジュール

	期限若しくは日程	内容
①	4月13日（月）	企画提案公募の開始
②	4月20日（月）15時	企画提案に関する質問書の提出期限
③	4月23日（木）17時	質問に対する回答（全質問者にメール及び財団ホームページに掲載）
④	4月30日（木）15時	参加表明書提出期限
⑤	5月15日（金）正午	企画提案書の提出期限
⑥	5月27日（水）	審査会（プレゼンテーション）実施
⑦	5月29日（金）予定	審査結果の通知
⑧	6月上旬頃	最優秀提案者との契約締結に向けた協議・契約締結

10 企画提案に係る詳細

（1）質問書の提出

項目	詳細
提出書類	質問書（様式1）
提出期限	令和8年4月20日（月）15時（必着。郵送の場合、発送後であ

	っても、未着の場合は期限内に提出がなかったものとみなす。)
提出先	公募要領に記載のとおり
提出方法	メールまたは郵送により1部提出すること(押印不要)。

(2) 質問に対する回答(全質問者に周知)

項目	詳細
回答日	令和8年4月23日(木)17時までに
回答方法	すべての質問を集約した上で、全質問者にメールで回答するほか、財団ホームページに掲載する。
その他	受付期間以外の質問については回答しない。

(3) 参加表明書の提出

項目	詳細
提出書類	参加表明書(様式2)1部(押印不要)
提出期限	令和8年4月30日(木)15時(必着。未着の場合は期限内に提出がなかったものとみなす。)
提出先、	公募要領に記載のとおり
提出方法	持参、郵送またはメールにより提出すること。 持参の場合は、土日・祝日を除く、9時~17時まで受け付ける。
参加資格の可否及び喪失	参加表明書(様式2)を提出した者は、本企画提案公募への参加資格を有するものとする。ただし、次のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。 ①本手続きにおいて、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。 ②本手続きの期間中に、別紙の参加資格に掲げる要件に該当しなくなったとき。
その他	参加表明後に辞退する場合は、速やかに提案辞退届(様式任意)を提出すること。

(4) 企画提案書の提出

項目	詳細
提出書類	企画提案書(様式任意)6部 企画提案は、1者1提案とする。 日本産業規格A4(A3は折り込む)を基本とし、ページを付すこと。
提出期限	令和8年5月15日(金)正午(必着。未着の場合は期限内に提出

	がなかったものとみなす。)
提出先	公募要領に記載のとおり
提出方法	持参または郵送により提出すること。 持参の場合は、土日・祝日を除く、9時～17時まで受け付ける。
記載内容	<p>別紙1「公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団プロジェクト支援助成事業の評価手法等に係る調査研究業務仕様書」に基づき、下記に係る企画提案を記載すること。</p> <p>(1) プロジェクト支援助成事業の新たな評価手法の検討 (記載例)</p> <p>① 基本方針(目的、視点、仮説等)</p> <p>② 検証する事業の抽出方法</p> <p>③ その他必要な事項</p> <p>(2) 個別支援事例に関する調査・分析 (記載例)</p> <p>① 基本方針(事例の抽出の観点等)</p> <p>② アンケート調査、ヒアリング調査の実施方法(範囲・回収目標・調査項目の内容等)</p> <p>③ その他必要な事項</p> <p>(3) 効果的なプロジェクト支援助成事業に向けた改善策の検討</p> <p>(4) 業務全体スケジュール</p> <p>(5) 業務実施体制 本業務に従事する人数、部署、担当者等を含む実施体制を記載すること。</p> <p>(6) 経費積算書 本業務の実施に必要な項目が分かるように記載すること。</p> <p>(7) 類似業務受注実績【参考情報。評価対象外】 過去5年間に、同種、同規模の業務委託受注実績がある場合は、次の項目を記載すること。</p> <p>①契約の相手方、②契約名及び主な業務内容、③契約額、④契約年月日及び履行年月日、⑤報告書等がWebに公開されている場合は、そのURL</p> <p>※同種同規模の受注実績とは、地域振興、産業振興関連施策の効果検証、支援施策の提案等で、契約金額4,800千円以上のものとする。</p> <p>※2件以上の実績がある場合は、直近の2件を記載すること。</p>

(5) 最優秀提案者の選定（審査会（プレゼンテーション）の実施）

項目	詳細
日時	令和8年5月27日（水）（具体の時間は別途通知する）
場所	青森市内（具体の場所は別途通知する）。なお、オンライン（ZOOM）による参加も可とする。
審査の方法	本財団役員等で構成される審査員が、企画提案書及びプレゼンテーションを基に、総合的に審査する。
最優秀提案者の選定	上記（4）「企画提案書の提出」内の「記載内容（1）～（6）」に掲げた各項目について評価し、点数化の上、合計点が最も高い1者を最優秀提案者として選定する。なお、合計点が最も高い者が複数となった場合は、審査員の協議により決定する。
その他	審査会に参加できる提案者は5者以内とし、応募が5者を超える場合は、書類審査により参加者を選定する。 提案者が1者の場合でも、審査会は実施するが、審査員1人あたりの平均点数が満点の1/2未満の場合は「最優秀提案者なし」とする。

(6) 審査結果の通知

項目	詳細
通知日	令和8年5月29日（金）（予定。メール及び文書により通知する）
その他	審査結果についての質問は受け付けない。

(7) 委託契約

- ① 最優秀提案者が提出した企画提案書に基づき、業務内容及び金額等について協議を行う。
- ② 業務内容に関しては、最優秀提案者の企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、詳細については協議の上、決定する。
なお、最優秀提案者との協議が合意に至らなかった場合は、次点の者と協議を行うことがある。
- ③ 協議が整った場合には、随意契約の相手方として、改めて見積書を徴取した上で、契約を締結する。
- ④ 受託者は、契約保証金（業務委託料の100分の5以上の額）を納付するものとする。ただし、青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
- ⑤ 委託料は、委託業務が完了し、検査終了後、受託者からの請求により支払うものとする。

11 その他の留意事項

- ① 本企画提案に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- ② 本企画提案の実施に当たって要した経費（提出書類の作成、郵送代、審査会参加に要する旅費等）は、全て参加者の負担とする。
- ③ 提出された書類等に虚偽の記載がある場合は、当該提案を無効とする。
- ④ 提出された企画提案書等は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。なお、提出書類は返却しないものとする。
- ⑤ 企画提案書等の提出後の修正または変更は、原則として認めない。